

令和8年度ランドオペレータ招聘商談会業務 仕様書

1 業務名

令和8年度ランドオペレータ招聘商談会業務

2 業務目的

北陸新幹線の福井敦賀開業に伴い、主に東京方面からのインバウンド誘客を拡大するため、海外からの旅行手配業務を行うランドオペレータ事業者を福井県に招聘し、県内観光地等の視察を実施するとともに、県内観光事業者等との商談会を開催する。

3 対象市場およびターゲット層

- ①アジア(主に台湾、香港、韓国)の一般消費者層
- ②欧米豪の富裕層

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日(火)まで

5 業務内容

(1)ランドオペレータ事業者の招聘、県内視察

ア「3 対象市場およびターゲット層」の旅行手配業務を行う有力なランドオペレータ事業者(以下、招聘事業者という。)を福井県に10者(目安)招聘すること。招聘事業者は以下のとおり区分し、各5者(目安)を想定する。

- ・アジア(主に台湾、香港、韓国)の一般消費者層を主な顧客とするランドオペレータ事業者(以下、アジアを対象とする招聘事業者という。)
- ・欧米豪の富裕層を主な顧客とするランドオペレータ事業者(以下、欧米豪を対象とする招聘事業者という。)

イ 招聘事業者は東京を中心とするが、福井県への誘客に向けた高い効果が見込まれる場合など、関西圏・中京圏等その他のエリアからの招聘も認める。招聘事業者については、事前に県の承認を得ること。予め各招聘事業者の選定理由を明確にし、提案すること。

ウ「5(1)ア」のほか、県が招聘を希望するランドオペレータに参加を促すこと。これにより参加する事業者についても、招聘事業者10者(目安)に含める。

エ 招聘は、令和9年2月中までに実施することとし、日程等について、県と協議の上、決定すること。

オ 招聘事業者による県内コンテンツ、観光地の視察を実施すること。視察期間は、商談会の日を除き県内1泊2日以上とすること。

カ 視察行程については、アジアを対象とする招聘事業者に向けた行程、欧米豪を対象とする招聘事業者に向けた行程の2コースを提案すること。予め各視察地の選定理由を明確にし、提案すること。ただし、最終的には、提案するコースに基づき、招聘事業者からのヒアリングを通じ

- て得られるニーズを取り入れるなど工夫し、県と協議の上、決定すること。
- キ 各視察行程にインバウンド対応が可能なガイドを1名ずつ手配すること。ガイドは通訳案内士または通訳案内士相当のスキルを有する者を想定する。なお、視察行程中の説明は日本語でよい。
- ク 招聘事業者やガイド、県内視察先に対して、事業の趣旨および各視察行程のコンセプト、訪問の目的等を予め十分に説明すること。
- ケ 招聘事業者の福井県(集合場所)までの移動手段、県内視察に係る移動手段を手配すること。
- コ 招聘事業者の飲食、宿泊(1名1室)を手配すること。
- サ その他、招聘事業者および視察先との連絡調整、有料道路および駐車場の利用料、視察先の入館料・体験料、バスに積み込む飲料等、招聘および県内視察に必要な一切の手配を行うこと。
- シ 視察行程中において、招聘事業者が快適に過ごせるよう、十分に配慮すること。

(2)商談会の開催

- ア 「5(1)」の実施に合わせて、招聘事業者と県内観光事業者等(以下、県内事業者という。)との商談会を福井県内において開催すること。
- イ 商談会の構成および実施方法を提案すること。提案に基づき、県と協議の上、決定すること。商談会の構成および実施方法について、その理由を明確にし、提案すること。
- ウ 商談会に参加する県内事業者10者(目安)の募集を行うこと。アジアを対象とする招聘事業者、欧米豪を対象とする招聘事業者の商談相手として適当な県内事業者を各5者(目安)選定すること。
- エ 商談会の会場手配および設営を行うこと。
- オ 招聘事業者および県内事業者向けに商談会マニュアルを作成すること。マニュアルの内容は以下のようなものを想定する。
- ・商談会の概要
 - ・招聘事業者の概要(会社概要、参加者名など)
 - ・県内事業者の概要(会社概要、参加者名など)
 - ・商談会のスケジュール、ルール、ポイント等
 - ・事務局(受託者)の連絡先等
- カ 商談会時における参加者受付、会計、案内等の運営の一切を行うこと。司会は県が担うことを認めるが、進行台本は受託者が作成すること。
- キ 商談会の実施に係る備品等を手配すること。
- 必要備品(想定)
- ・プロジェクター、マイク、マイクスタンド、コンセント延長コード、スライド投影用パソコン、商談会用の呼び鈴、ブザー 等
 - ・飲料、名刺ストラップ、お土産品(招聘事業者1者につき1個)
 - ・その他、県と協議して決定した必要な備品、装飾等
- ク 招聘事業者が商談会会場の最寄り駅に到着する時間から商談会開始時間までに、昼食時間

を跨ぐ場合、招聘事業者用に軽食、飲料を準備すること。

ケ 商談会後に招聘事業者と県内事業者による懇親会を開催すること。招聘事業者の懇親会参加に要する経費は委託料に含めること。

コ その他、招聘事業者および県内事業者、商談会会場との連絡調整のほか、会場内において使用する机・椅子、飲食等、商談会および懇親会の実施に必要な一切の手配を行うこと。

(3)アンケートの実施

ア 招聘事業者を対象として、県内視察および商談会に関するアンケートを実施すること。

イ 県内事業者を対象として、商談会に関するアンケートを実施すること。

ウ アンケート内容を提案すること。提案に基づき、県と協議の上、決定すること。

(4)その他

ア 福井県および福井県インバウンドデスクとの連絡調整を密に行うこと。

イ 当初積算の際には、招聘事業者は全て東京を招聘元として想定するが、招聘事業者の人数、招聘元等の実績に応じて、県と協議の上、県予算の範囲において契約金額を変更する場合がある。

ウ 5(1)および5(2)を合わせた全行程について、2泊3日またはそれ以上を想定する。

(5)実績報告書

下記事項についての実績報告書を作成し、令和9年3月23日(火)までに福井県交流文化部インバウンド交流課に提出すること。

ア ランドオペレータ事業者の招聘、県内視察

・連絡先、担当者の入った招聘事業者リスト

・視察内容(全体の行程など)

・実施状況および写真(キャプションを入れること)

・その他県が必要とする事項

イ 商談会の開催

・実施状況および写真(キャプションを入れること)

・その他県が必要とする事項

ウ アンケートの実施

・アンケートの集計・分析結果

・その他県が必要とする事項

6 成果物に関する権利の帰属

(1)本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2)本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像財産権等は原則として全て県に帰属すること。

(3)本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する

場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(4)受託者は、成果物に関する著作権人格権を行使しない。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1)委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2)委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3)契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (4)受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5)受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6)県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (7)その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定のうえ、書面にて確認すること。